

(1) 水道料金制度の改正に向けた取り組み

方向性	水需要については、人口減少による有収水量の減少に加え、近年、大口需要者の地下水汲み上げや節水機器の普及による一世帯当たりの使用水量の減少など、一層の収益の低下が見込まれます。将来にわたって、水道施設を適切に維持・更新し、健全な経営のもとで持続可能な水道をめざしていくため、令和2年度(2020年度)の新たな水道料金制度の導入に向けた取り組みを進めます。
取り組み	新たな水道料金制度の導入に向けて、令和元年度(2019年度)においては、「適正な原価に基づく料金算定」・「水需要に応じた料金制度」・「公平性の確保」を基本とした基本水量の廃止、口径別料金の導入、逡増度の緩和を行う料金制度案を構築し、令和2年(2020年)3月定例会議会への条例改正案の提出をめざします。
	平成31年度当初予算：269千円

9月末の  
進捗状況  
【〇】

学識経験者や市民などで構成する上下水道事業経営審議会の答申を踏まえ、水道料金制度の見直しについて、料金シミュレーションによる口径別の基本料金及び従量料金の単価設定を含めて素案として検討しています。10月開催の同審議会へは、見直しの基本的な考え方等について案件提出します。

(2) 水洗化の促進

方向性	下水道未接続家屋の所有者に対し、より一層の水洗化促進の働きかけを行い、更なる水洗化率の向上をめざします。
取り組み	<p>公共下水道の供用開始後3年以内の区域の家屋所有者に対して、水洗化工事の手続き、補助・融資制度などをわかりやすく説明した啓発文書により、引き続き水洗化の促進を図ります。また、平成29年度末時点で水洗化義務期限である3年を経過した下水道未接続家屋約4,200戸の所有者に対して、昨年度(平成30年度)から5か年で計画的に戸別訪問を行い、指導、勧告や融資制度の説明を行うなど、水洗化促進に向けた積極的な働きかけを行っており、本年度も引き続き水洗化率の向上に向けて取り組みを進めます。</p> <p>《目標値》</p> <p>下水道未接続家屋の所有者に対する指導：概ね900戸(令和4年度(2022年度)末まで各年)</p> <p>(参考：平成30年度実績 実態調査607戸のうち、下水道接続済み33戸、水洗化工事の実施46戸)</p> <p>平成31年度当初予算：5,445千円(内訳：改造補助金5,200千円、印刷費245千円)</p>

<b>9月末の 進捗状況 【〇】</b>	<p>水洗化義務期限の到来日の1年前の未水洗家屋の所有者に対して、水洗化工事を促進するため、手続きをわかりやすく示した啓発文書の郵送を行いました。また、水洗化義務期限（3年）を超えた下水道未接続家屋については、今年度は約1,080戸（目標900戸）に対して、戸別訪問及び実態調査を行い、未接続家屋に対して指導、勧告など水洗化促進に向け、積極的に働きかけを行いました。その結果、9月末現在で15戸の家屋において水洗化工事が実施されました。今後、未接続家屋に対しては、本年度内に更に2回、勧告文書を郵送し、水洗化の促進に向け取り組んでいきます。</p>
------------------------------	--

(3) 下水道管路の適切な維持管理と計画的な更新に向けた点検・調査	
方向性	<p>これまでの建設の時代から維持管理の時代が変わる中、国の補助事業である下水道ストックマネジメント計画に基づく点検・調査を実施し、ライフサイクルコストの低減、平準化をめざします。</p>
取り組み	<p>下水道管路の適切な維持管理と更新を計画的、効率的に進めていくため、リスク評価の高順位箇所から順次、目視による点検・管内カメラによる調査を実施します。令和元年度（2019年度）は楠葉・香里地区において面的に点検するとともに、不具合が発見されやすい30年以上経過した管径600mm以上の污水管から調査を行い、令和5年度（2023年度）までの短期計画として実施します。</p> <p>《目標値》</p> <p>令和元年度（2019年度）</p> <p>下水道管路施設の点検（雨水管・污水管） 約75km</p> <p>下水道管路施設の調査（調査は污水管から実施） 約2km</p> <p>平成31年度当初予算：28,000千円（内訳：点検委託費21,000千円、調査委託費7,000千円）</p>

<b>9月末の 進捗状況 【〇】</b>	<p>前年度に策定した下水道ストックマネジメント計画に基づく点検・調査を行うため、下水道管路施設の点検委託（雨水管・污水管）を約18km、調査委託（污水管）を約2km実施しています。</p>
------------------------------	---

#### (4) 水道料金及び下水道使用料等の徴収率の向上

方向性	水道料金及び下水道使用料等の支払いについて、枚方市債権管理及び回収に関する条例等を踏まえ、適正かつ効率的に債権管理・回収を行い、徴収率の向上をめざします。また、新たにスマホ決済を導入し、市民等の利便性の向上を図ることで、期限内納付を促進します。
取り組み	<p>本年4月からの枚方市債権管理及び回収に関する条例の全部施行に伴い、水道料金については遅延損害金、下水道使用料については延滞金の加算を開始することから期限内納付の促進に向け、周知を図ります。また、滞納者への催告、給水停止予告及び滞納処分の事前通知等を効果的に行い、徴収率の向上をめざします。あわせて、支払い不誠実者に対しては強制執行等にも取り組みます。</p> <p>さらに、上下水道料金システムの再構築（10月稼働）にあわせ、新たにスマートフォン等を利用したキャッシュレス決済（スマホ決済）を導入し、市民等の利便性の向上を図ります。</p> <p>《目標値》</p> <p>水道料金・下水道使用料 現年度分徴収率（翌年5月末現在）：平成29年度実績超（参考：平成29年度分徴収率 水道料金 99.28%・下水道使用料 99.29%）</p> <p>平成31年度当初予算：105,804千円（システム再構築経費）</p>

<p><b>9月末の進捗状況</b></p> <p><b>【〇】</b></p>	<p>遅延損害金及び延滞金の加算について、納付書及び督促状等で周知し、期限内納付の促進に努めています。</p> <p>また、滞納者への催告については、給水停止予告等の訪問徴収にあわせて滞納処分に関する事前通知（約3,300件）を行い、支払い不誠実者に対しては、弁護士名を記載した催告書の発送に向けた準備を進めました。</p> <p>スマホ決済「PayB（ペイビー）」については、上下水道料金システムの再構築にあわせ、令和元年（2019年）10月1日に導入します。</p>
--	---

#### (5) 水道法改正に伴う取り組み

方向性	令和元年（2019年）10月1日施行の水道法の一部を改正する法律に基づき、適切な資産管理の推進を図るため、水道施設台帳を整備するとともに、指定給水装置工事事業者制度の改善に向け、当該工事事業者の指定に更新制を導入します。
取り組み	<p>水道施設台帳については、上下水道施設情報管理システムの再構築にあわせ、同システムと連携し、令和4年（2022年）9月の法適用に向けて整備していきます。また、指定給水装置工事事業者の指定への更新制の導入について、令和元年度（2019年度）は、更新制の導入に係る条例等の改正や指定給水装置工事事業者への制度の周知など、令和2年度（2020年度）からの更新手続きに向けた準備を行います。</p> <p>平成31年度当初予算：100千円（指定給水装置工事事業者への制度周知の通信費）</p>

**9 月末の  
進捗状況  
【〇】**

水道施設台帳に連携する再構築の上下水道施設情報管理システム稼働に向け、旧システム内管路等のデータ移行を進めています。今後、令和 2 年（2020 年）1 月 6 日の本格稼働とともに令和 4 年（2022 年）9 月の法適用に向け、その他の施設台帳についても整備していきます。また、指定給水装置工事事業者の指定への更新制の導入について、令和元年（2019 年）9 月定例会議会へ条例改正案を提出しました。今後、指定給水装置工事事業者への制度の周知など、令和 2 年度（2020 年度）からの更新手続きに向けた準備を進めます。